



福島県からのお知らせ

福島県災害対策本部

平成23年8月25日（木）（第26報：特別版）

福島県災害対策本部から被災された皆様へ生活支援に関する情報を随時提供してまいります。

— 第26報の紙面 —

お知らせ	2	医療・介護・健康について	11
生活支援について	5	警戒区域等における環境放射能測定結果	12
雇用・就業について	6	◆各種相談窓口のお知らせ	13
住宅について	9	◆市町村問い合わせ先一覧(8月25日現在)	16



避難生活を送っておられる県民の皆さん、御苦勞、御心勞をおかけしております。

住み慣れた我が家やふるさとを離れての避難生活が長引き、本当に大変な毎日だと思います。

残念ながら、東日本大震災から早や5か月が経過してもなお原子力災害は収束には至らず、県産肉牛の汚染の問題など新たな課題がいまだに次々と発生しています。

こうした中ではありますが、県では、皆さんができるだけ早く不便な避難生活を終え、生活の再建に向かって踏み出せるよう、応急仮設住宅の建設とその居住環境の向上、民間借上げ住宅の確保、さらには皆さんの就業促進のための雇用確保に努めてまいりました。

お陰を持ちまして、避難所にいる皆さんが仮設住宅等へ移るための環境もかなり整ってまいりましたので、今月末を目途として避難所の閉鎖を進めることとしましたが、皆さんそれぞれに家族構成や通勤、通学条件などいろいろと制約もあると思います。避難所の閉鎖は、復旧・復興に向かって本県が前に進んでいくために乗り越えなければならないハードルの一つですので、どうか御理解いただきますようお願いいたします。

現在、県では、子どもたちの主な活動空間である学校等の放射線量低減策や夏休み期間中における子どもたちの野外活動の促進などを柱とした「ふくしまの子どもを守る緊急プロジェクト」を展開し、地域の生活環境改善等を進めています。今後も県内の安全性をより高めていくための対策に力を注いでまいります。

また、被害を受けた皆さんへの損害賠償が、早期に、かつ円滑・確実に行われるように国や東京電力への要請活動をさらに強化します。このため、県内の約200もの団体に御参加いただき新たに協議会を設立しました。この協議会を中心として全県が一丸となり、事務局を務める県の体制の拡大も図り、十分な賠償となるよう努力してまいりたいと考えています。

まだまだ困難な課題が山積していますが、県民の皆さんの安全な生活が取り戻せるよう、そして一日も早くふるさとに帰りたいという県民の皆さんの気持ちに応えられるよう、対策を全力で講じてまいります。

先日、原子力に依存しない社会を目指すことなどを柱にした県の復興ビジョンを決定いたしました。今後、具体的な対策を盛り込んだ復興計画の策定に取りかかるなど、復興への歩みも本格化させてまいります。これからますます県民の皆さんのお力が必要になってきますので、どうか御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

福島県知事 佐藤 雄平

お知らせ

1 「福島県復興ビジョン」の策定について

県では、パブリック・コメントによる県民意見（731通 1,538件）及び市町村、団体等からの意見を踏まえ、「福島県復興ビジョン」を策定しました。

◆復興ビジョンの内容

復興ビジョンでは、本県の復興に当たっての「基本理念」と「主要な施策」を定めています。対象期間を10年とし、復興に向けた展望を示しています。

3つの基本理念と、7つの主要施策の概要は、以下のとおりです。

なお、「復興ビジョン」の全体については、県のホームページでご覧いただけます。

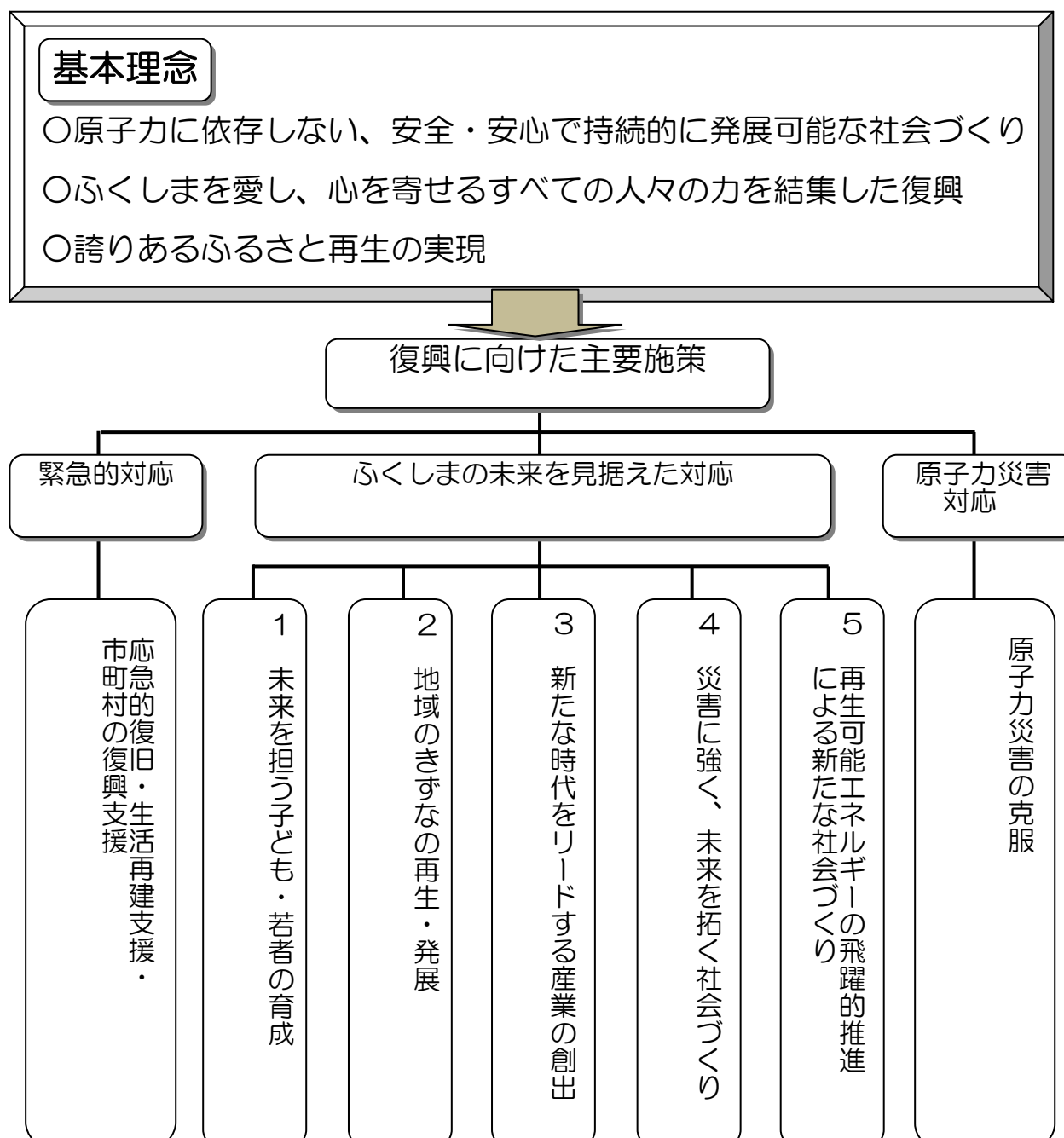
◆復興ビジョンの具体化に向けて

今後は、復興ビジョンの理念や主要施策を具体化する「福島県復興計画」の策定を、12月末を目途に進めます。

【お問い合わせ先】

●福島県総合計画課 ☎024-521-7923

ホームページ [福島県復興ビジョン](#) [検索](#)



2 「ふくしま 新発売。」プロジェクト始動

県では、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響で、本県産の農林水産物や観光などに甚大な風評被害を受けていることから、県民一丸となって復興に向けて歩み始めている本県の姿を、首都圏等の消費者の方々に発信するため、「ふくしま 新発売。」プロジェクトをスタートしました。

【プロジェクトの内容】

(1) 専用WEBサイトの開設

本県産の農林水産物のモニタリング情報や、動画による福島の今をお伝えします。

(2) 福島に行く収穫ツアー

首都圏の方々に実際の福島を感じていただくため、農産物の収穫ツアーを実施します。

(3) 生産者と首都圏の消費者とのつながりイベント

本県生産者の想いを首都圏の消費者にお伝えし、新たな信頼関係を構築するため、首都圏のスーパー、百貨店などでキャンペーンを行います。

(4) 「未来の福島農産物ブランドを考える」1000人シンポジウム

秋頃に、農業大学生、本県の若手生産農家、NPO、消費者団体等によるシンポジウムを開催します。

【お問い合わせ先】

●福島県農産物流通課 ☎024-521-7356

●ホームページ <http://www.new-fukushima.jp/>

※プロジェクトの内容は、ホームページで随時お知らせします。

3 「放射線に関する問い合わせ窓口(ワンストップ相談窓口)」の開設について

主として原子力発電所の事故の状況や放射線による健康影響等について、政府原子力災害現地対策本部が相談を受ける「ワンストップ相談窓口」を開設しております。

☎ 0120-988-359 フリーダイヤル
受付時間；8：00～22：00（毎日）

4 ふくしまっ子夏の体験活動応援事業について

東日本大震災により、子どもたちが屋外で十分活動できる環境が少なくなっていることから、夏休み等に心身ともに伸び伸びと自然体験活動や交流活動等ができる機会を提供します。

・夏の体験活動応援補助事業

夏休み等を利用し、自然体験活動や交流体験活動等を実施する団体などに補助します。

◆実施期間 9月30日まで

◆参加対象 原則として「幼児・小中学生（特別支援学校を含む）」を中心とした団体（学校、公民館、PTA、スポーツ少年団、子ども会（育成会）、社会教育団体等）になります。

※子どもの参加状況によって保護者や引率者も補助の対象となります。

◆参加規程

- ・子どもの参加が5名以上の団体とします。
- ・実施場所は、原則として福島県内とします。
- ・自然体験活動や交流活動等を中心としたものとします。

◆補助内容

- ・宿泊費 1泊7千円を上限とし、7泊まで補助。
- （1人当たり）
- ・交通費（体験活動費を含む）5千円を上限として補助
- ・保険料 千円を上限として補助

◆申込み先

- ・市町村企画事業は、お住まいの市町村教育委員会へ
- ・各種団体参加は、県内主要旅行業者へ連絡し活動内容等のコーディネートを依頼してください。

【お問い合わせ先】

●お住まいの市町村教育委員会 または

●福島県教育庁社会教育課 ☎024-521-8192

5 県民健康管理調査について

今回の原子力災害を受け、放射線の影響による不安の解消や将来にわたる県民の皆様の健康管理を目的として、全県民を対象とした「県民健康管理調査」を実施します。

○調査内容

①基本調査（県外避難者を含む3月11日時点での県内居住者を対象）

3月11日以降の行動記録等を問診票に記入していただきます。

実施時期は8月からで、順次問診票を郵送いたします（浪江町、飯舘村、川俣町山木屋地区については先行調査を実施しました）。

②詳細調査

- ・甲状腺超音波検査（18歳以下の全県民対象／3年程度で対象者全員の現状把握、その後定期的に検査）
- ・健康診査（既存の健診を活用／避難区域等の住民及び基本調査の結果必要と認められた方については、一般健診項目に白血球分画等を追加）
- ・こころの健康度・生活習慣に関する調査（避難区域等の住民及び基本調査の結果必要と認められた方を対象とした質問紙調査）
- ・妊産婦に関する調査（平成22年8月1日～平成23年7月31日の母子健康手帳申請者を対象とした質問紙調査）

○基本調査の問診票送付の受け付けについて

基本調査は、平成23年3月11日から平成23年7月1日までの間（以下「対象期間」という。）に福島県内に居住された方を基本的な調査対象としていますが、対象期間に福島県内に住民票がなくとも以下の①～③に該当する方は基本調査の対象となります。

① 対象期間内に福島県内に住んでいたが、県外に住民票がある方

例) 県外から単身赴任されている方で住民票を県内に移していない方

県内で一人暮らしや寮生活をしている学生で、ご実家が県外にあり、県内に住民票を移していない方 など

② 福島県外に居住していて、対象期間内に福島県内の事業所や学校等に通勤・通学されていた方（対象期間の一部だけ通勤・通学されていた方も含みます。）

例) 県外にお住まいで、県内の事業所に通勤されている方

県外にお住まいで、県内の学校に通学されている方 など

③ 福島県外に居住していて、平成23年3月11日から平成23年3月25日までの間に福島県内に一時滞在された方

例) ・里帰り出産のために、県外から県内に一時帰省していた方

・春休み等で県内のご実家に帰省した方で、住民票は県外にある方

・ボランティア等で県外から県内に来られた方 など

これらの方は、申し出ていただくことにより基本調査の問診票をお送りします。

○申し出の方法

以下により郵送にて依頼してください。

① 送付依頼を受け付ける期間

平成23年9月1日から平成23年11月30日まで（当日消印有効）

② 必要書類

・「福島県県民健康管理調査 基本調査問診票送付依頼書」

※ 送付依頼の様式は、福島県のホームページからダウンロードできるほか、最寄りの市町村役場、コンビニ等においても入手できるように準備を進めています。

【ホームページ】

http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=24287

福島県 県民健康管理調査 検索

・県内に居住の実態等があった証明書等

※ 必要な証明書等の詳細については、上記ホームページ等でお知らせします。

③ 書類の送付先及び問合せ先

〒960-1295 福島県福島市光が丘1

福島県立医科大学 県民健康管理調査事務局

☎024-549-5130、5131

○皆様へのお願い

先行調査の対象の方を除き、順次基本調査の問診票を郵送いたします。お手元に届くまでにもう少し時間がかかると思いますが、**3月11日以降の行動等の記録（メモ）**をしておいてください。特に「いつ」「どこに」「どれくらい居たか」などの情報をできるだけ詳しく問診票に記入の上提出していただくことで、被ばく線量を評価（推計）し、基本調査の結果を皆様一人一人にお知らせすることを考えていますので、お手元に問診票が届いた際にスムーズに記入ができるよう、ご準備をお願いします。

なお、基本調査の問診票が届いた方は、概ね2週間程度を目安に記入し、同封の返信用封筒により返送していただけるようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

●調査全般に関するお問い合わせ

福島県災害対策本部救援班県民健康管理チーム ☎024-521-8028（毎日8:30～19:00）

●問診票への送付・記載方法等に関するお問い合わせ

福島県立医科大学 県民健康管理調査事務局 ☎024-549-5130（毎日9:00～17:00）

6 義援金（第2次配分）について

平成23年東日本大震災で被災された方々へのお見舞いとして、日本赤十字社等に寄せられた義援金（国義援金）及び県に寄せられた義援金（県義援金）の第2次配分を行っています。

◆配分方針

①県独自基準

震災により、両親が死亡又は行方不明となった18歳未満の子ども（震災孤児）、父又は母が死亡又は行方不明となった18歳未満の子ども（震災遺児）を対象とし、県義援金より新たに配分します。震災孤児・・・1人100万円、震災遺児・・・1人50万円

②市町村設定基準

国義援金、県義援金を、市町村における被害（死亡・行方不明、全・半壊数、原発避難関係世帯数）の程度に応じて、県から各市町村に按分して枠配分します。

市町村が、県からの枠配分額の範囲内で、その地域の実態に則して配分対象・配分基準額を独自に設定し被災された方々へ配分します。

◆配分方法

①、②ともに市町村より配分します。

②の配分対象・配分額や①、②の配分方法等については、準備が整い次第、市町村からお知らせします。

【お問い合わせ先】

●各市町村窓口 「市町村問い合わせ先一覧」をご覧ください。

生活支援について

1 生活復興支援資金貸付のご案内

東日本大震災により被災した低所得世帯に対し、当面の生活に必要な経費等の貸付を行います。

◆ 対象世帯（①及び②の両方に該当する世帯）

①東日本大震災により被災した世帯（下記のいずれか）

・「り災証明書」または「被災証明書」が発行されている世帯。

※ただし、高速道路無料化に伴う「被災証明書」等は除く。

・震災発生時の居住地が、原発事故に伴い警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点であることが確認出来る世帯

②低所得世帯（被災したことにより低所得世帯となった場合を含む）

※低所得世帯基準とは…1ヶ月の世帯収入が生活保護法に基づく生活扶助基準の1.7倍以下の世帯

◆ 貸付対象者の要件

①世帯の生計中心者であること（ただし、生計中心者の死亡等の場合は、今後、世帯の生計中心者となる方を対象とする）。

②今後、生活再建のための取組みを行い、社会福祉協議会や民生委員等による相談・支援を受けることに同意が得られること。

③生活再建後は、就労収入等により償還（返済）が見込めること。

◆ 貸付の内容（概要）

①資金の種類・使途・貸付限度額

・一時生活支援費（使途；生活の復興の際に必要な当面の生活費）

（単身世帯）月15万円以内、（複数世帯）月20万円以内 各、6ヶ月以内

・生活再建費（使途；転宅に際しての運送費、敷金、礼金、不動産仲介手数料、家具什器費等） 80万円以内

・住宅補修費（使途；住宅の補修費用） 250万円以内

②連帯保証人；原則、1名必要

③貸付金利率；無利子（連帯保証人を付けられない場合は、年1.5%の有利子）

④据置期間；貸付日から2年以内

⑤償還期間；20年以内（貸付金額に応じて異なります）

◆ その他

・借入申込をした後、福島県社会福祉協議会において審査を行います。

※審査結果によっては、貸付が出来ない場合もあります。

・貸付条件等詳細は、住民票のある（避難されている場合は、避難先）市町村社会福祉協議会へご相談ください。

【お問い合わせ先】 ●社会福祉法人 福島県社会福祉協議会（地域福祉課）

☎024-523-1250（9：00～17：00、土、日祝日を除く）

2 農家経営安定資金（東日本大震災農業経営対策特別資金）について

【農家経済維持支援資金】

◆貸付対象者

原子力事故により生計の維持に大きな影響を受け、次のいずれかに該当する農業者等

ア 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、その他原発事故の影響により行政機関から避難を勧奨された区域又は地点に居住していた農業者等

イ 作付制限又は出荷制限された農畜産物、並びに組合等の決定により自粛する農畜産物を生産していた農業者等

◆資金使途 農家経済の維持に必要な資金

◆貸付限度額 200万円

◆貸付利率 無利子

◆償還期間 5年以内（うち据置3年以内）

◆取扱金融機関 県内各農協、(株)福島銀行、(株)大東銀行、(株)東邦銀行

※ 審査結果によっては、ご希望に添いかねる場合があります。

【お問い合わせ先】

●福島県金融共済室 ☎024-521-7346、7349

雇用・就業について

1 がんばろう福島！“絆”づくり応援事業について

避難所・仮設住宅等の運営体制を強化することにより、避難者同士や地域住民などとの絆づくりを図るとともに、雇用を通じた避難者・失業者計2,000名への経済的支援を行うことを目的とした事業です。

県内6方部ごとに担当する受託事業者は以下のとおりです。

市町村等から支援要請のあった業務の実施に必要な人員を受託業者が避難されている方等から雇用し、生活再建サポートや復興支援に関する業務に従事していただきます。

現在、各事業者が順次求人していますので、雇用を希望される方は、希望勤務地の地域を担当する事業者にお問い合わせください。

◆雇用対象者 被災された方に限らず失業中の方

- ◆雇用期間・条件 業務内容による（フルタイム・パートの別あり）
- ◆業務内容例
 - ・コミュニティに関する業務（清掃等の環境整備）
 - ・災害弱者などへの生活支援（通院介助、買い物代行支援）
 - ・支援物資の整理・配布
 - ・災害対策本部における業務 など
- ◆従事場所 仮設住宅や避難所、行政機関が指示した場所
- ◆募集方法

市町村等の支援要請に基づく業務内容がハローワークに登録されるほか、各避難所等へも情報が提供されますので、希望される方は随時申し込んでください。

【雇用に関するお問い合わせ先】

- ・ 県北 : 株式会社トーネット ☎0120-650-110
- ・ 県中 : 株式会社ワールドインテック ☎024-990-0631
- ・ 県南 : ニューワーク情報サービス株式会社 ☎0248-72-0064
- ・ 会津・南会津 : 株式会社レイバーサポートシステム ☎0242-37-7510
- ・ 相双 : 株式会社ワールドインテック ☎0244-26-8526
- ・ いわき : 株式会社ワールドインテック ☎0246-38-6527

【事業に関するお問い合わせ先】

- 福島県雇用労政課 ☎024-521-7290

（福島県ホームページにおいても、「福島 絆」で検索し、事業内容を確認できます。）

2 絆づくり支援センターの開設について

避難所・仮設住宅等において、お互いが支え合う地域コミュニティづくりを進めるため、「がんばろう福島！“絆”づくり応援事業」のうち「絆づくり支援センター」の運営をNPO法人に委託し、県内6地域に開設いたしました。

支援に関する相談がありましたら、ご利用ください。

◆委託先NPO法人

特定非営利活動法人 うつくしまNPOネットワーク

◆業務内容例

- ・ コミュニティ組織を育成するための企画に関する総合コーディネート
- ・ 避難所・仮設住宅等の支援に関する市町村等への助言
- ・ NPO法人・ボランティア団体と連携・協力した各種行事の開催
- ・ 仮設住宅団地内外（被災市町村と受入市町村）の交流促進 など

【各地域の絆づくり支援センター】

地域	住所	連絡先	運営・協力団体
県北	〒960-8141 福島市渡利字鳥谷下町 67-1	☎024-573-8425	NPO 法人シャローム
県中	〒963-8835 郡山市小原田二丁目 19-19	☎024-944-0083	NPO 法人うつくしま NPO ネットワーク
県南	〒961-0905 白河市本町 2	☎0248-23-8909	NPO 法人しらかわ市民活動支援会
会津・南会津	〒965-0009 会津若松市八角町 13-45	☎0242-24-8862	(株) 明天
相双	〒975-0034 南相馬市原町区 上渋佐字原田 94-4	☎0244-24-0222	NPO 法人さぽーとセンターぴあ
いわき	〒970-8026 いわき市平字作町 2-1-9 エスビル 2F	☎0246-35-1425	NPO 法人いわき NPO センター

3 ふるさとふくしま巡回就職相談ステーションの相談活動開始について

東日本大震災や原発事故で避難されている求職者の生活再建を促進するため、8月から「ふるさとふくしま巡回就職相談ステーション」のジョブプランナーが、県内外の避難所、仮設住宅等を巡回して就職相談を実施して被災者等求職者の就職を支援しています。

また、各相談ステーションにおいても同様に就職相談などを実施します。

◆委託先：株式会社パソナ

【各相談ステーション】

	住所	連絡先	活動範囲（県内）	活動範囲（県外）
福島	〒960-0111 福島市丸子字町頭 17-6 OS 丸子ビル 1階	☎024-554-4156	県北・相双	群馬県・埼玉県 東京都・神奈川県

郡山	〒963-8862 郡山市菜根5丁目11-3 ケイ企画ビル2階	☎024-925-0811	県中・県南・会津 南会津・いわき	山形県・栃木県 新潟県
----	------------------------------------	---------------	---------------------	----------------

【利用日時】 月～土曜日 10:00～19:00（祝日、12月29日～1月3日を除く）

【事業に関するお問い合わせ先】

●福島県雇用労政課 ☎024-521-7290

（福島県ホームページ「Fターンウェブサイト」でも情報を公開しています。「Fターン」で検索）

4 空き工場等の紹介について

事業再開に向けて県内での移転先を探している企業の皆様を支援するため、空き工場、倉庫、工場用地等の情報を提供しています。

【お問い合わせ先】 ●福島県企業立地課 ☎024-521-7916

5 がんばろう福島の企業！産業復旧・復興事業

被災者や求職中の方を雇用し、職場内研修等を実施することにより、就業機会の創出と人材育成を図るとともに、事業者等の復旧・復興を支援します。

① 成長産業支援事業

【対象分野】 環境・新エネルギー（製造業に限る）、輸送用機械器具製造業、生産用機械器具製造業（半導体関連など）、業務用機械器具製造業（医療福祉機器など）、健康（もの・環境づくり、観光）、介護、農商工連携、農業（産地育成）、情報通信業の成長産業分野

【事業要件】 新規雇用者3人を1組として指導、研修、OJT等を行うものとし、1組につき1人の指導者を配置すること。

【委託費上限】 新規雇用者＝18万円/月、指導者＝26万円/月、物件費＝100万円/1事業

【お問い合わせ先】 ●福島県企業立地課 ☎024-521-7882

② 新規創業支援事業

【対象分野】 建設、土木事業以外の分野

【事業要件】 新規雇用者2人を1組として指導、研修、OJT等を行うものとし、1組につき1人の指導者を配置すること。

【委託費上限】 新規雇用者＝18万円/月、指導者＝20万円/月、物件費＝50万円/1事業

【お問い合わせ先】 ●福島県産業創出課 ☎024-521-7283

③ 事業再開・復興応援事業

【対象分野】 建設、土木事業以外の分野

【事業要件】 新規雇用者を3人以上（常用雇用、パート雇用の合計）雇用して指導、研修、OJT等を行うものとし、指導者を配置すること。

以下の要件を満たす民間企業等が対象となります。

- ・東日本大震災により被災し事業を休止していた民間団体等
- ・原発事故により事業を休止していた民間団体等
- ・東日本大震災又は原発事故の風評被害等により、事業規模を縮小していた民間団体等

【委託費上限】 ◎常用雇用（A方式）＝新規雇用者＝18万円/月、指導員＝3万円/人/月

※新規の常用雇用者が、高校、専門学校、大学等を卒業して3年以内の者の場合、指導料を6万円/人/月とします。

◎パート雇用（B方式）＝新規雇用者＝9万円/月、指導員＝1.5万円/人/月

【お問い合わせ先】 ●福島県商業まちづくり課 ☎024-521-7126

6 耕作放棄地を利用した避難先での営農再開について

東日本大震災や原発事故で避難されている皆さんが、避難先などの耕作放棄地を利用して営農を再開する取組みを支援します。

◆事業内容

国では、耕作放棄地の再整備や再生した農地での作物栽培を実証するため「実証ほ」の設置を支援しています。

今年度から、「被災者支援実証ほ」の設置が可能となり、同実証ほを設置した市町村の地域協議会では、被災された皆さんを雇用したり、運営業務を委託することができるようになりました。

被災された皆さんには、自己負担なしでも営農を再開することができる上、栽培する作物にあわせた農業用施設（パイプハウス等）の導入も可能となります。

【お問い合わせ先】

- 福島県農村振興課 ☎024-521-7416
- 各県農林事務所農業振興普及部（営農相談窓口）
 - 県北：☎024-535-0436 県中：☎024-935-1310 県南：☎0248-23-1563
 - 会津：☎0242-29-5307 南会津：☎0241-62-5264 相双：☎0244-26-1152
 - いわき：☎0246-24-6161
- 各市町村耕作放棄地対策担当課又は農業委員会

7 被災農業者等の雇用・就労支援について

県では、震災等により被災し避難を余儀なくされている被災者の皆さんの農林業による就業相談を行う「ふくしま新・農業人フェア」を開催します。

◆郡山会場

【開催日時】 平成23年9月1日（木）13:30～16:00

【開催場所】 県郡山合同庁舎 3階 第1会議室
（郡山市麓山一丁目1番1号）

【お問い合わせ先】 県中農林事務所農業振興普及部 ☎024-935-1310

◆会津若松会場

【開催日時】 平成23年9月4日（日）13:30～16:00

【開催場所】 県会津若松合同庁舎 新館2階 大会議室
（会津若松市追手町7番5号）

【お問い合わせ先】 会津農林事務所農業振興普及部 ☎0242-29-5306

◆相談対応者

ハローワーク、福島県農業振興公社、福島県林業労働力確保支援センター、農林事務所

住宅について

1 応急仮設住宅の供給等に関するお問い合わせについて

8月25日現在、県内で仮設住宅等の募集をしている市町村は以下のとおりです。

- | | | | |
|------|---------------|------------|---------------|
| ◆浪江町 | ☎03-5638-5055 | ◆西郷村 | ☎0248-25-1117 |
| ◆葛尾村 | ☎0247-61-2850 | ◆矢吹町 | ☎0248-44-2300 |
| ◆双葉町 | ☎0480-73-6880 | ◆楢葉町（会津地区） | ☎0120-562-150 |
| | | （いわき地区） | ☎0120-562-171 |

※ その他の市町村につきましては、避難前に居住していた市町村窓口までお問い合わせ願います。

被災者住宅相談窓口専用ダイヤル

（県内避難者）☎024-521-7698、7867

受付時間 8:30～17:15（毎日）

2 福島県借上げ住宅の特例措置について

県では、避難している県民の住宅対策として実施している「民間住宅の借上げ」において、自ら入居した県内の民間賃貸住宅を県との賃貸借契約に切り替える特例措置を行っています。

また、借上げ住宅特例措置の入居受付期限については、平成23年10月31日とし、同日まで入居する物件のみ受付することとします。ただし、原子力災害による避難指定地域から避難している世帯の入居は引き続き受け付けします。

◆対象世帯

避難前に県内に居住していたすべての世帯を対象といたします。

ただし、以下の①、②の双方をみたす世帯については優先となるよう配慮しています。

- ① 住宅の全壊等により居住する住宅がない世帯、または、原発事故による避難指示等により長期の避難が必要な世帯

② 民間賃貸住宅を賃借する契約を締結し入居若しくは入居を予定し、自らの資力では当該契約の継続が困難である世帯

◆住宅要件

- ① 原則として、月ごとの家賃等（共益費、管理費、駐車場料金等を含めることができる。）が6万円以下かつ耐震性を有することが確認されたもの
ただし、一住戸への入居人数が5名以上（乳幼児を除く）の場合は9万円以下
- ② 当該民間賃貸住宅について、貸主及び仲介業者が、県の借上げ住宅となることについて了承したもの

◆借上げ住宅の住替え

既に県の借上げ住宅に入居している世帯で、就学、就労等避難者の利便性向上のために住替えが必要な場合、原則として1回限り住み替えが可能です。

ただし、県内から県内への住替えの受付期限は、平成23年10月31日とし、同日まで入居する物件のみ受付することとします。なお、原子力災害による避難指定地域から避難している世帯と県外から県内への住替えは引き続き受付します。

【お問い合わせ先】

●被災者住宅相談窓口 ☎024-521-7698、7867（毎日8：30～17：15）

3 福島県内の民間賃貸住宅に係る家賃等返還（遡及措置）について

3月11日の被災日以降、避難のため被災者が自ら県内の民間賃貸住宅に入居し、被災者が既に支払った入居のための費用については、入居日にさかのぼって県が負担いたします。

◆対象世帯

東日本大震災により住家が全壊等し居住する住家がない世帯、または、原子力事故による避難指示等が出ている地域内から避難している世帯で、自らの資力では住宅を得ることができない世帯のうち、以下のいずれかに該当する世帯。

- ①避難のため入居していた県内の民間賃貸住宅を、福島県借上げ住宅に切り替えた世帯
- ②避難のため入居していた県内の民間賃貸住宅から、県内の別の応急仮設住宅等に住み替えた世帯

※ この制度は民間賃貸住宅の入居費用を対象としていることから、ご自分でペンションや旅館に支払った費用は、今回の制度の対象外です。

◆対象期間

・平成23年3月11日から県内の応急仮設住宅等に入居するまでの間で、県内の民間賃貸住宅に入居していた期間（なお、県が負担した対象費用の期間については、借上げ住宅・仮設住宅等の入居期間として取扱います。）

◆対象費用

- ・対象世帯が負担した敷金、礼金、仲介手数料
- ・損害保険加入費用（入居に伴う借家人賠償保険、家財保険等）
- ・家賃（駐車場代を含めることを可とする）、管理費、共益費

※ ただし、以下の費用については対象費用から除きます。

- ①上記費用のうち県契約に切替えの際に貸主と仲介業者等から被災者に返還されている費用
- ②県が既に負担した費用と重複する費用

◆申請手続き

申請者（入居者）が「家賃等代理受領承諾申請書兼契約置換書」に必要事項を記入、押印し、貸し主、仲介業者から承諾印をもらった上で、以下の申請に必要な書類を、下記「郵送先」へお送りください。

- ①家賃等代理受領承諾申請書兼契約置換書（3部）
- ②被災された方（申請者）自らが契約した民間賃貸住宅の契約書の写し（1部）
- ③各市町村が発行した入居決定通知書等の写し（1部）
- ④支払先・金額が記載されている領収書の写し、振り込み明細書の写し（1部）
- ⑤振込口座が確認できる預金通帳の写し（1部）
- ⑥住民票等の写し（1部）（※申請者名と⑤振込口座の名義が異なる場合のみ添付）

◆申請受付期限 平成23年10月31日(月)まで

※ 郵送のみの受付で、平成23年10月31日(月)必着とします。

【郵送先及びお問い合わせ先】

● 〒960-8670 福島県災害対策本部 そきゅうそち 遡及措置担当

☎024-522-6511、6512(平日のみ 9:00~17:00)

※ 申請書等については、下記の福島県ホームページに掲載しています。なお、各市町村窓口においても申請書を配布しています。

(ホームページ：<http://www.pref.fukushima.jp/kenchiku/04topix/sokyu.html>)

4 県外の借上げ住宅について（現在、県外に避難されている方が対象）

県外の自治体においても、公営住宅や公務員宿舎の空家の提供等により、避難している皆様の住宅対策を実施しています。

なお、8月25日現在、民間賃貸住宅の借上げによる支援を実施しているのは以下の自治体です。(直接の相談窓口は、各県により異なります。詳細はお問い合わせください。)

また、県外における民間賃貸住宅に係る家賃等の返還手続き(遡及措置)については、現在検討中です。

◆青森県 ☎017-734-9580・9581

◆岩手県 ☎0120-882-606

◆宮城県 ☎022-211-3257

◆秋田県 ☎018-860-4503

◆山形県 ☎023-630-2640・2646

◆新潟県 ☎025-280-5444、025-282-1775

◆栃木県 ☎028-623-0618・0619

◆茨城県 ☎029-301-5977

◆群馬県 ☎027-226-2950・2951・2952

◆埼玉県 ☎048-830-5562・5563・5573

◆千葉県 ☎043-223-2675

◆東京都 ☎0120-918-338

◆神奈川県 ☎045-210-5985

◆長野県 ☎026-235-7407

◆静岡県 ☎054-221-3081

◆兵庫県 ☎078-232-9564

◆宮崎県 ☎0985-26-7196

◆沖縄県 ☎090-3794-0530・8217

※ その他の自治体における民間賃貸住宅の借上げ等の支援につきましては、現在、各自治体において検討いただいておりますので、実施の際の連絡先等は随時お知らせします。

また、全国の地方自治体における民間賃貸住宅の借上げ、家賃補助等の支援の状況につきましては、社団法人全国賃貸住宅経営協会のHPに掲載されています。

(社団法人全国賃貸住宅経営協会 <http://top.zenjyu.or.jp/vacancy/subsidy.html>)

※ 「福島県県外避難者支援ブログ」を開設しましたので、携帯電話から住宅支援をはじめ各種情報をご覧いただけます。

(<http://plaza.rakuten.co.jp/fukushimahinan/>)



【お問い合わせ先】

● 県外避難者支援チーム ☎024-523-4157(平日 8:30~17:15)

5 旅館ホテル等から仮設住宅等への移転について

現在、旅館ホテル等へ避難していて、今後仮設住宅や民間借上げ住宅への入居が決定した場合は、旅館ホテル等にとって一般のお客様の受入れ準備が生じてきますので、以下の時点で旅館ホテルへお知らせください。

① 町村から仮設住宅や民間借り上げ住宅等への入居の決定通知があった時

(退去日が未定であっても入居決定があった旨をお知らせください)

② 旅館ホテルからの退去の日が決定した時(なるべく退去1週間前までには報告ください)

なお、県内の避難所(旅館・ホテルを含む)は、原則として、8月末をもって閉鎖することになりましたのでお知らせします。仮設住宅の完成を待つなどの理由により、8月末までに移転出来ない場合は、各市町村へご相談ください。

【お問い合わせ先】 ● 福島県観光交流課 ☎024-521-7398

医療・介護・健康について

○医療及び介護サービスを受ける際の利用者負担の免除等について

平成23年7月1日から医療機関等を受診する際及び介護サービスを受ける際には、医療機関等又は介護事業所等に「被保険者証」の提示が必要となりました。

また、下記の要件に該当し、利用者負担等が免除となる方については、被保険者証に添えて

利用者負担の「免除証明書」等を提示することが必要となります。ご加入の各医療保険の保険者又は介護保険の保険者である市町村（保険者）に被保険者証や免除証明書などの交付を申請してください。

- 災害救助法が適用されている被災地域（福島県全域）の住民であり、次のいずれかに該当する方
 - ・ 主たる生計維持者が住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた方（介護）
 - ・ 住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方（医療）
 - ・ 主たる生計維持者が死亡し又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院し収入が減少した方（介護）
 - ・ 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方（医療）
 - ・ 主たる生計維持者の行方が不明である方
 - ・ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止した方
 - ・ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
 - ・ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
 - ・ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

・ 免除期間は、平成 24 年 2 月 29 日まで（医療機関の入院時食事療養費・入院時生活療養費及び介護保険施設等の食費・居住費等の減免は厚生労働大臣が定める日まで）

※ 以下の市町村に住所を有する被保険者の方については、免除証明書等の提示が必要となる期日が異なります。（医療については市町村国保・後期高齢者医療制度のみ）

8 月 1 日から	郡山市（介護保険のみ）、南相馬市、田村市（国民健康保険・高齢者医療制度のみ）
9 月 1 日から	白河市（介護保険のみ）
免除期間終了まで不要	広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

※ 原発の事故に伴い、政府の屋内退避指示（4 月 22 日解除）の対象となっていた方（いわき市・田村市の一部で緊急時避難準備区域に指定されなかった地区の方）の利用者負担の免除は、6 月末日までに受けた保険診療及び介護サービスまでとなります。

【お問い合わせ先】

- 医療保険：ご加入の各医療保険の保険者の窓口をお願いします。
- 介護保険：各市町村（保険者）の窓口をお願いします。

警戒区域等における環境放射能測定結果

警戒区域等の測定値の一部をお知らせします（平成 23 年 8 月 22 日 15：00 現在）。

【警戒区域】

（単位：μSv/時）

楡葉町			富岡町			大熊町	浪江町	
旧楡葉消防分署	繁岡地区集会所	中平集会所そば	滝の沢	JA ふたば南部営農センター	旧富岡町役場	原子力センター	中央公園	幾世橋小学校
0.39	1.30	1.55	1.98	2.35	3.92	6.96	1.23	0.61

【計画的避難区域】

（単位：μSv/時）

浪江町	葛尾村	川俣町	飯館村	
津島活性化センター	柏原地区	山木屋駐在所	飯館村役場	長泥コミュニティセンター
7.04	6.85	1.55	2.42	8.41

【緊急時避難準備区域】

（単位：μSv/時）

広野町		川内村	南相馬市	
広野町役場	ニツ沼総合公園	川内村役場	横川ダム	南相馬合同庁舎駐車場
0.38	0.71	0.21	1.72	0.42

環境放射能監視テレメータシステムのモニタリングポストは全 23 局ありますが、津波で 4 局が流出し測定不能。また停電等で双葉町 4 局、大熊町 3 局、富岡町 1 局、楡葉町 1 局の計 9 局が復旧しておりません。復旧し次第、情報をお知らせします。

【お問い合わせ先】

- 放射線に関する問い合わせ窓口（ワンストップ相談窓口） ☎0120-988-359
- または、下記ホームページでも最新情報をご覧いただけます。

【PC】 http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=23853
（環境放射能測定結果・検査結果関連情報）

【携帯】 <http://mobile.pref.fukushima.jp/mobile/nuclear/report15.html>
（県内各地方環境放射能測定値について）



各種相談窓口のお知らせ

内容	連絡先 (TEL)	設置場所
◆災害(支援)に関する相談		
放射線に関する問い合わせ窓口	0120-988-359 0120-755-199 043-290-4003	政府原子力災害現地対策本部 (8時~22時:毎日) (独)日本原子力研究開発機構 (9時~18時) (独)放射線医学総合研究所 (9時~21時)
被災者を対象とした無料法律相談窓口	0120-366-556 024-534-1211 024-925-6511 0242-27-2522 0246-25-0455	日弁連 (10時~15時:平日) 県弁護士会 (14時~16時:平日)
原子力損害の賠償に関する問い合わせ (県窓口)	024-523-1501	8時30分~21時(月~日) ※毎週水曜(祝日含む)の13時~17時は弁護士による法律相談
避難者の生活支援 (東京電力関係)	024-521-0792	東京電力福島地域支援室
	0120-926-404	福島原子力補償相談室(コールセンター)
◆医療・福祉に関する相談 【受付時間: 8時30分から17時15分まで(土日除く)】		
医療機関に関する相談	024-521-7221	地域医療課
疾病に関する相談	024-521-7881	地域医療課(感染・看護室)
医薬品に関する相談	024-521-7232	薬務課
障がい福祉に関する相談	024-521-7170	障がい福祉課
高齢福祉に関する相談	024-521-7164 024-521-7165	高齢福祉課
高齢者に関する各種相談	024-524-2225	高齢者総合相談センター 一般相談(9時~17時:平日) 専門相談(予約制)
認知症に関する相談 (症状・行動への対応の仕方、介護の悩み等)	024-522-1122	認知症コールセンター (10時~16時:平日)
介護保険に関する相談	024-521-7745	介護保険室
国民健康保険に関する相談	024-521-7203	国民健康保険課
後期高齢者医療制度に関する相談	024-528-9025	福島県後期高齢者医療広域連合
児童福祉に関する相談	024-534-5101 024-935-0611 0242-23-1400 0246-28-3346	中央児童相談所 県中児童相談所 会津児童相談所 浜児童相談所
こころの健康に関する相談 (精神的な悩みや問題等)	0570-064-556 024-534-4300 0248-75-7811 0248-22-5649 0242-29-5275 0241-63-0305 0244-26-1132 024-924-2163 0246-27-8557 024-536-4343 03-3414-5160	精神保健福祉センター 県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 郡山市保健所 いわき市保健所 (以上、9機関9時~17時:平日) 福島いのちの電話 (10時~22時:土日含む) 震災こころのサポーターセンター JTM

女性の相談に関する窓口	024-522-1010 024-534-4118 0248-75-7809 0248-22-5647 0242-29-5278 0241-63-0305 0244-26-1134 0120-941-826 0243-23-8320	女性のための相談支援センター (9~21時) 県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 (以上、6機関8時30分~17時15分:平日) パープル・ホットライン(24時間) 男女共生センター(月曜日休館) 火・木~日 9~12時、13~16時 水 13~17時、18~20時
◆生活に関する相談 【受付時間：8時30分から17時15分まで(土日除く)】		
教育に関する相談	024-521-7759 024-521-7755	教育総務課
文化財に関する相談	024-521-7787 024-534-9193	文化財課 ふくしま歴史資料保存ネットワーク (福島県歴史資料館)
生活福祉資金に関する相談	024-523-1250	県社会福祉協議会
義援金に関すること	024-521-7322	社会福祉課
県税に関する相談 (自動車税・納税証明書など)	024-521-7070 024-521-7069	税務課
消費に関する相談	024-521-0999	消費生活センター(毎日)
英語・中国語による相談	024-524-1316	(財)福島県国際交流協会 受付時間9:00~16:00(火~土)
公害に関する相談 (水・土壌) (大気)	024-521-7258 024-521-7261	水・大気環境課
一般廃棄物・し尿処理に関する相談	024-521-7249	一般廃棄物課
産業廃棄物、不法投棄に関する相談	024-521-7264	産業廃棄物課、不法投棄対策室
被災者の住宅に関する相談(県内)	024-521-7698 024-521-7867	被災者住宅相談窓口専用ダイヤル (8:30~17:15)
被災者の住宅に関する相談(県外)	024-523-4157	福島県災害対策本部 (平日8:30~17:15)
応急危険度判定から復旧までの相談	024-521-4033	県建築士事務所協会 (平日8時~17時)
不動産などの登記や戸籍の相談	024-534-1111	福島地方法務局
人権に関する相談	0570-003-110	法務省全国共通人権相談ダイヤル
性犯罪に係る被害や捜査に関する相談	0120-503-732	福島県警察本部 (平日9:00~17:00)
行方不明者に関する相談	024-522-2151 (内線3024)	福島県警察本部 生活安全企画課 (平日8:30~17:15)
警察安全相談窓口	024-525-3311	福島県警察本部 県民サービス課 (平日9:00~17:00)
震災特例旅券の問い合わせ窓口	024-525-4032	福島県パスポートセンター
◆経営・労働に関する相談 【受付時間：8時30分から17時15分まで(土日除く)】		
経営に関する相談	024-525-4039	県産業振興センター
金融に関する相談	024-521-7291	経営金融課
特定地域中小企業特別資金に関する 相談	024-525-4019 024-534-0928 024-535-7348 024-534-0948 024-534-0938	県産業振興センター

労働に関する相談	0120-610-145	雇用労政課「中小企業労働相談所」 (平日：9:00～16:00)
就職に関する相談 (就職相談・職業紹介)	024-525-0047	ふるさと福島就職情報センター [ジョブカフェふくしま] (月～土：10時～19時)
(生活・就労相談)	03-3545-6140	[Fターンセンター東京] (月～土：10時～18時)
(就職相談・職業紹介・生活相談)	024-995-5057	ふくしま求職者総合支援センター [郡山窓口] (月～金：8時30分～17時)
(看護職の就業に関する相談)	024-525-2510	[福島窓口] (月・火・木～土：10時～18時30分)
	0248-27-0041	ふくしま就職応援センター [白河窓口]
	0242-27-8258	[会津若松窓口]
	0244-23-1239	[南相馬窓口]
	0246-25-7131	[いわき窓口] (月～土：10時～19時)
	024-934-0500	福島県ナースセンター ※福島県看護協会内 (平日：8時30分～16時30分)
創業に関する相談	024-525-4048	産業創出課(福島駅西口インキュベーションルーム) (13時～17時：土日を除く) ※インキュベーションマネージャー等の専門家が対応
工業製品の残留放射能	024-959-1739 0246-44-1475	ハイテクプラザ ハイテクプラザいわき技術支援センター
生活衛生営業に関する融資・経営相談	024-525-4085	県生活衛生営業指導センター
◆農林水産業に関する相談 024-521-7319 農林企画課 【受付時間：8時30分から21時まで(毎日)】		
◆国・県が管理する道路などに関する相談 【受付時間：8時30分から17時15分まで(土日除く)】		
国管理道路 (国道4号, 6号, 13号, 49号)	024-546-4331	国土交通省 福島河川国道事務所
県管理道路に関する相談 (上記以外の国道、県道など)	024-521-9820	道路管理課

「福島県からのお知らせ」のバックナンバーは、福島県のホームページからもご覧いただけます。

【PC】 <http://wwwcms.pref.fukushima.jp/>

※「災害関連情報」の中の「避難者・被災者の皆様への情報」をクリックし、「避難者の皆さまへ(生活支援情報)」をクリックしてください。

また、最新号は携帯電話からもご覧いただけます。

【携帯】 <http://mobile.pref.fukushima.jp/mobile/nuclear/saigai.html>

※ページの中の「避難所の皆さまへ」をクリックしてください。



市町村問い合わせ先一覧

(8月25日現在)

地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号	地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号
相双管内	南相馬市	0244-24-5232	県南管内	白河市	0248-22-1111
	相馬市	0244-37-2121		西郷村	0248-25-1111
	広野町 ※	0246-43-1330・1331		泉崎村	0248-53-2111
	榑葉町 ※	0242-56-2155 いわき出張所(いわき明星大内) 0246-46-2551・2552		中島村	0248-52-2111
	富岡町 ※	0120-336-466		矢吹町	0248-42-2111
	川内村 ※	024-946- 3375・3378 3382・8828		棚倉町	0247-33-2111
	大熊町 ※	0242-26-3844		矢祭町	0247-46-3131
	双葉町 ※	0480-73-6880		埜町	0247-43-2111
	浪江町 ※	03-5638-5055(コールセンター)		鮫川村	0247-49-3111
	葛尾村 ※	0247-61-2850(貝山) 0247-61-2860(三春の里)		会津若松市	0242-39-1111
	新地町	0244-62-2111		喜多方市	0241-24-5221
	飯館村 ※	024-562-4200		北塩原村	0241-23-3111
	県北管内	いわき市		0246-25-0500	会津管内
福島市		024-535-1111	磐梯町	0242-74-1211	
二本松市		0243-23-1111	猪苗代町	0242-62-2111	
伊達市		024-575-1111	会津坂下町	0242-84-1503	
本宮市		0243-33-1111	湯川村	0241-27-8800	
桑折町		024-582-2111	柳津町	0241-42-2112	
国見町		024-585-2111	三島町	0241-48-5511	
川俣町		024-566-2111	金山町	0241-54-5111	
県中管内	大玉村	0243-48-3131	南会津管内	昭和村	0241-57-2111
	郡山市	024-924-7111		会津美里町	0242-55-1122
	須賀川市	0248-75-1111		下郷町	0241-69-1122
	田村市	0247-81-2111		檜枝岐村	0241-75-2311
	鏡石町	0248-62-2111		只見町	0241-82-5050
	天栄村	0248-82-2111		南会津町	0241-62-6100
	石川町	0247-26-2111		※の表示のある町村は以下に役場機能が移転しています。	
	玉川村	0247-57-3101		広野町	FDKモジュールシステムテクノロジー(株)いわき工場 社屋内(いわき市常磐上湯長谷町釜の前1番地)
	平田村	0247-55-3111		榑葉町	会津美里町本郷庁舎内 (会津美里町字北川原41)
	浅川町	0247-36-4121		富岡町	ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地)
	古殿町	0247-53-3111		川内村	ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地)
	三春町	0247-62-2111		大熊町	会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松市追手町2番41号)
	小野町	0247-72-2111		双葉町	旧騎西高校 (埼玉県加須市騎西598-1)
		浪江町	県男女共生センター内 (二本松市郭内一丁目196-1)		
		葛尾村	貝山多目的運動公園管理棟 (田村郡三春町大字貝山字井堀田287-1)		
		飯館村	福島市役所飯野支所内 (福島市飯野町字後川10番地の2)		